

## 座間市庁舎1階東側男子トイレ企画提案改修事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、座間市庁舎1階東側男子トイレ企画提案改修事業を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名称

座間市庁舎1階東側男子トイレ企画提案改修事業

#### (2) 目的

座間市庁舎1階東側男子トイレの老朽化を早期に解消するとともに、施設利用者にとって快適な環境を提供することを目的とする。

本事業はコスト縮減、工期短縮を図るため民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、スピード性とコスト縮減等の可能性を見込むことができる、公募型プロポーザル方式により民間事業者より、企画提案を求め、優れた提案者を本事業の受注者として選定する。

#### (3) 発注者

座間市（担当課：資産経営課）

#### (4) 業務内容

①企画提案業務

②施工業務及びその関連業務

#### (5) 対象施設

①座間市庁舎（座間市緑ヶ丘一丁目1番1号）

②対象部分面積：約25.38m<sup>2</sup>

#### (6) 改修スケジュール

スケジュール	内容
令和7年12月下旬	契約締結（予定）
令和8年1月中旬	企画書類完成
令和8年1月下旬～令和8年3月中旬	施工
令和8年3月23日まで	検査・引渡し

#### (7) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

#### (8) 提案上限額

1,309万円（消費税、地方消費税を含む。）

※企画及び施工業務を含んだものとする。

なお、当該事業に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わな

い。この場合において市はいかなる責めも負わない。

(9) 契約保証

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、市を被保険者とする履行保証保険契約又は市を債権者とする履行保証契約を締結し、その保証証券を市に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(10) 支払い

業務完了後、一括払いとする。

ただし、工事請負費については、前払金等の請求をすることができる。

(11) 費用の負担

① 市の負担

本事業における契約金額は、(8)提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、かつプロポーザルにおける提案価格を超えない金額とする。

ただし、受注者の責に帰すものでない事項に関しては、この限りではない。

② 受注者の負担

ア 企画段階に關係する費用を負担する。

イ 施工に關係する費用を負担する。

ウ 完成図面及び仕上げ表等の作成に係る費用についても負担する。

(12) 資料提供

本事業の参加者に対し、既設の庁舎設計図書の閲覧を認めることとし、庁舎の現地確認を認めるものとする。

なお、閲覧および現地確認については、事前に事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。

(13) 事務局

座間市財務部資産経営課財産管理係

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL：046-252-7801（直通）

Mail：kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

### 3 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業とする。

(2) 参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなつた場合は、参加資格を取り消すものとする。

① 座間市入札参加者名簿に工事の営業種目で登録されている者であること。

- ② 地域要件は、座間市工事請負に関する条件付一般競争入札事務取扱基準に定める第1地域とする。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 法人税（個人事業者にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは、都道府県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあっては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 座間市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に反していない者であること。
- ⑨ 建設業法の許可を取得していること。

#### 4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ① 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要項の定めに適合しないとき。
- ② 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③ 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④ 見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

#### 5 応募手続き等のスケジュール

予定日	内容
令和7年11月10日（月）	募集要項等の公表・配布
令和7年11月17日（月）午後5時まで	参加表明書・質問書の提出期限
令和7年11月21日（金）	上記質問への回答
令和7年11月21日（金）	参加資格要件確認結果通知
令和7年12月10日（水）午後5時まで	提案書等の提出期限
令和7年12月18日（木）	選定結果通知
令和7年12月下旬（予定）	契約締結予定日

- (1) 募集要項等の公表・配布
- ① 公表・配布日 令和7年11月10日～令和7年11月17日
  - ② 公表等の方法 座間市ホームページにて公表
- (2) 参加表明書の提出
- ① 提出期限 令和7年11月17日 午後5時まで
  - ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）  
(持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで)  
(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること)
  - ③ 提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ、6部提出（正1部、副5部）
    - ・参加表明書（様式1）
    - ・資格確認調書（様式2）
    - ・誓約書（様式6）
- ※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。
- (3) 質問の受付と回答
- ① 提出期限 令和7年11月17日 午後5時
  - ② 提出方法 質問書（様式4）に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出。
  - ③ 回答 令和7年11月21日までに、座間市ホームページにて公表
- (4) 参加資格要件の確認結果
- 令和7年11月21日までに、参加資格確認結果通知書を発送する。
- (5) 提案書等の提出
- ① 提出期限 令和7年12月10日 午後5時まで
  - ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出（郵送の場合、期限内必着）  
(持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで)  
(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること)
  - ③ 提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ（A3サイズの書類は折り込んで）、6部提出（正本1部、副本5部）
    - ・提案書表紙（様式5）
    - ・提案書（任意様式）
    - ・総括責任者実績書（任意様式）
    - ・事業（業務・工事）工程表（任意様式）
    - ・地域貢献活動実績報告書（任意様式）
- ※行政及び地縁団体への貢献（CSR活動等）
- ・見積書（様式）

## 6 審査及び優先交渉権者の決定

#### (1) 審査体制

選定に係る審査は、座間市庁舎1階東側男子トイレ企画提案改修事業プロポーザル審査委員会が行う。

#### (2) 審査方法

提案書等について、提案書等評価基準に基づき、書面審査により審査を行う。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者の決定後、各参加者に文書により通知する。

### 7 契約

#### (1) 契約の締結

優先交渉権者と契約内容等の諸条件を協議の上、締結する。契約の仕様書については、提案書等に基づき、市と優先交渉権者との協議により定める。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

#### (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (3) 契約変更

契約の変更は、原則行わない。ただし、市側のリスクに起因する事由又は受注者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがある。

### 8 その他

#### (1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

#### (2) 提出された提案書等は返却しない。

#### (3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。

#### (4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成することができる。

#### (5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。ただし、市は、提出された提案書等について、座間市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

#### (6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。